

倉吉市マタニティライフ応援デジタルギフト作成委託業務仕様書

1 委託業務名称

倉吉市マタニティライフ応援デジタルギフト作成委託業務

2 業務目的及び業務概要

(1) 業務の目的

急速な少子高齢化・人口減少、核家族化や社会の希薄化が進み、若者世代が抱える出産への不安は、経済的な負担、産後・育児の生活の変化、自身のキャリアとの両立から、出産をためらう背景にあると考えられている。人生の大きな節目となる出産を臨む妊婦の不安を和らげるため、妊娠・出産・子育てに暖かい社会づくり・気運醸成の高まりの契機となる取り組みが必要がある。

この業務では、経済的負担の多い妊娠・出産期のライフステージを進む妊婦を支援することで少子化対策の一助になることを目的とする。

(2) 業務概要

妊娠届の際に、「倉吉市マタニティライフ応援デジタルギフト」(以下「デジタルギフト」とする。)を支給するためにQRコードをカードに印刷し、説明書等の作成をする業務について委託する。

3 業務範囲

本業務はこの仕様書に記載する範囲とする。ただし、本仕様書に記載がない事項であっても、受注者が「企画提案書」において提案した事項及び社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、すべて受注者の負担で実施するものとする。

なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が必要な場合は、費用負担等を含め、本市及び受注者双方が協議の上、決定するものとする。

4 納品について

納品については、一括で行うこと。

納入期限は、令和8年1月30日(金)とする。

5 基本要件及び前提条件

(1) 基本要件について

①特定の店舗、サービスでしか使えないものではなく、使用用途の広いものであること

②妊娠届の時に手渡しができるものであること

③施策期間中、十分な有効期限があるもの

(2) デザインについて

①「QR コードを印刷したカード」については、「倉吉市」の文字を入れること。

②1枚ずつ封入を行い、封筒に「おめでとう」のメッセージを入れること。

③封筒に通し番号を記入すること。

(3) ポイントについて

①パソコン及びスマートフォンにより二次元コードを読み取り、ポイントを付与することが出来るものとする。

②1人当たり5,000ポイント(=5,000円相当)を支給する。

(4) 説明資料について

①受取に際してのフローや問い合わせ先を記載した説明用紙を同封するものとする。

②「転売禁止」について記入すること。

(5) 「QR コード」印刷枚数

提案上限度額内でその他諸経費を除き、支給可能な上限枚数。

(別記)

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製・複写の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。